



# ごみに関する法律あれこれ

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 寛  
(函館弁護士会所属)



■春になり、雪解けも進んできました。雪が解けた空き地などを見ますと、草花とともに目についてしまうのがペットボトルなどの捨てられたごみです。ごみのポイ捨てはもちろん法律で禁止されています(廃棄物処理法16条)。今回はごみに関する法律について考えてみます。

■4月1日から新たな法律として「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。これを受けて、あるコーヒーショップではプラスチック製ストローを廃止したり、容器を紙製に変更したお店も出てきています。一般消費者・個人はこの法律の対象ではありませんが、コンビニやホテルなど身近な企業にプラスチック製品の仕様変更を促す法律ですから、私たちにも生活の変化が感じられる法律といえます。

■ごみに関連して私たちの生活に影響があった法律としては、「容器包装リサイクル法」を挙げられます。令和2年7月からプラスチック製買物袋が有料化されたのは、この法律に係る省令の改正があったためです。買物袋が有料化され、マイバッグ持参で買物することが日常となりました。

■ごみに関する法律はこのほかにも、ごみの適正な処分を確保し不法投棄を禁止する「廃棄物処理法」、資源の有効利用や廃棄物の発生抑制を求める「資源有効利用促進法」、「容器包装リサイクル法」をはじめとする各種リサイクル法などがあります。家庭ごみの出し方についても、各自自治体が条例を制定しています。

■さて、当事務所では、各種法律相談を受け付けています。一定の要件を満たす方については、3回までの無料法律相談や、ご自宅・入所施設等への無料出張相談も実施していますので、少しでも気になることがございましたら、お気軽にぜひ「法テラス八雲法律事務所」(☎050-3383-8366)まで相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」(☎050-3383-5563)でも、ご相談を承っていますのであわせてご利用ください。

## 八雲警察署からお知らせ

### 自転車の安全利用の促進

### 自転車の すり抜け 飛び出し 事故のもと

#### (1)自転車安全利用五則

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 車道は左側を通行
- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る
  - ・飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ・夜間はライトを点灯
  - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 子どもはヘルメットを着用

#### (2)知っていますか。北海道自転車条例

自転車に乗るときは、子どもはもちろん大人も乗車用ヘルメットをかぶり、夜間は自転車の側面に反射器材を付けるようにしましょう。

万が一に備えて、自転車損害賠償保険等に加入するようにしましょう。

【問い合わせ先】 函館方面八雲警察署 ☎0137-64-2110